

(平成25年10月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私の国民年金については、私が結婚する前に父が加入手続を行い、昭和 45 年 9 月から 48 年 9 月までの約 3 年間分の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が提出した国民年金手帳の国民年金印紙検認記録により昭和 48 年 6 月 25 日から同年 10 月 15 日までの間に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は過年度納付により国民年金保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 45 年 9 月から 48 年 9 月までの保険料を父親が納付したと申し立てているところ、申立人の両親に保険料の未納期間は無く、申立人の父親は保険料の納付意識が高かったものと考えられ、申立期間当時、両親と同居しており、申立期間に保険料の未納が無い申立人の兄は、父親が保険料を納付してくれていたと供述していることから、その父親が申立期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納が無い上、申立期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社C支店）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社B事業所に入社し、49年12月30日に同社D事業所を退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が姓名を挙げ、かつ、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社B事業所から同社E事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを特定できる人事記録等の資料は無いものの、申立期間において、A社B事業所から同社E事業所に異動した同僚が、異動先の同社E事業所において昭和37年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和37年4月の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無く不明としているものの、事業主が昭和 37 年 6 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4865

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社C支店）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和35年4月1日にA社B事業所に入社し、52年9月30日に同社D事業所を退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社B事業所から同社E事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを特定できる人事記録等の資料は無いものの、申立期間において、A社B事業所から同社E事業所に異動した同僚が、異動先の同社E事業所において昭和37年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和37年4月の記録から1万

4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無く不明としているものの、事業主が昭和37年6月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月21日から同年6月1日まで

B社C支社（現在は、D社E支店）から同社の関連会社であるA社に
出向していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が
無いことが分かった。申立期間において継続して勤務していたことは事実
であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F健康保険組合の組合員記録、D社E支店の回答及び同僚の供述から判断
すると、申立人はB社の関連会社に継続して勤務し（昭和51年4月21日に
B社C支社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ
り給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金
保険被保険者名簿の昭和51年6月の記録から、20万円とすることが妥当で
ある。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を
履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認でき
る関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得な
い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業
主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当
時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺
事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月21日から同年6月1日まで

B社C支社（現在は、D社E支店）から同社の関連会社であるA社に
出向していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が
無いことが分かった。申立期間において継続して勤務していたことは事
実であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社のF健康保険組合への加入に関する書類及び同僚の供述から、申立人がB社の関連会社に継続して勤務し（昭和51年4月21日にB社C支社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和51年6月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月21日から同年6月1日まで

B社C支社（現在は、D社E支店）から同社の関連会社であるA社に
出向していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が
無いことが分かった。申立期間において継続して勤務していたことは事実
であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F健康保険組合の組合員記録、D社E支店の回答及び同僚の供述から判断
すると、申立人はB社の関連会社に継続して勤務し（昭和51年4月21日に
B社C支社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ
り給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金
保険被保険者名簿の昭和51年6月の記録から、10万4,000円とすることが
妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を
履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認でき
る関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得な
い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業
主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当
時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺
事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（大分）国民年金 事案 2704

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで
私の国民年金の加入手続については、私の両親が A 市役所で行ってくれた。

また、申立期間の国民年金保険料の納付については、私の父は私が最初に国民年金の被保険者となった昭和 57 年 4 月頃から 2、3 年後に A 市役所の窓口で遡ってまとめて納付したと記憶していると言っていた。

申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の国民年金の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 61 年 1 月に払い出されていることが推認できる。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「S57. 4. 1 短大卒により（S61. 1. 16 届）」と記載されていることから、昭和 61 年 1 月 16 日に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、当該加入手続を行った時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付について、申立人が最初に国民年金の被保険者となった昭和 57 年 4 月頃から 2、3 年後に父親が A 市役所の窓口で遡ってまとめて納付したと記憶していると言っていたと申し立てている。

しかしながら、A 市の国民年金担当課は、「申立期間当時、当市の窓口では現年度保険料及び過年度保険料のいずれも収納しておらず、また、市役所

庁舎内の金融機関では、過年度保険料を納付することはできなかった。」と回答しており、申立期間の保険料を同市役所の窓口で遡って納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の父親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、遡ってまとめて保険料を納付したとされる父親も記憶は明確でなく、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（宮崎）国民年金 事案 2705（宮崎国民年金事案 148、408、455、472 及び 517 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、私の妻と一緒に国民年金に加入し、昭和 60 年頃に申立期間に係る国民年金保険料を A 社会保険事務所（当時）の窓口で一括して納付した。

申立期間が未納とされているので、年金記録確認第三者委員会に何度も申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間の国民年金保険料を納付した金額は 8 万 3,000 円であったことや、申立期間に組合員となっていた B 県 C 事業組合は企業年金に加盟していたが、私は国民年金保険料を納付していたので、同企業年金には加入しなかったことを思い出した。

私が企業年金に加入していないことは、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付けるはずなので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る初回から 4 回目の申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月 5 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立期間は旧国民年金法では任意加入しなければ国民年金被保険者にはなれない期間となるが、当該期間中に住所地があった D 市 E 区の記録でも、当該期間中に申立人が任意加入被保険者資格を取得したことは確認できないこと等を理由として、既に年金記録確認宮崎地方第三者委員会（当時。以下「宮崎委員会」という。）の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知（平成 20 年 6

月 11 日付け、22 年 2 月 24 日付け、23 年 1 月 13 日付け及び同年 4 月 27 日付け) が行われている。

また、5 回目の申立てについては、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、金融機関から引き出した 5 万円の中から 3 万 8,000 円を納付したことを思い出し、当時の金融機関の取引証明書を提出するので、再調査してほしい。」と申し立てているが、提出された金融機関の取引証明書は、申立期間の一部である昭和 55 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 31 日までの期間の国民年金保険料口座振替の取引が無かったことを証明するものであること等を理由として、既に宮崎委員会の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が平成 24 年 7 月 4 日付けで行われている。

今回、申立人は、納付したとする国民年金保険料の額を 5 回目の申立て時での 3 万 8,000 円から 8 万 3,000 円に変更した上で、「申立期間に組合員となっていた B 県 C 事業組合では企業年金があったが、自分は国民年金保険料を納付していたので、同企業年金には加入しなかったことを思い出したので調査してほしい。」と主張し、6 回目の申立てを行っている。

しかしながら、申立人の国民年金保険料の納付金額に係る主張はこれまでも変遷しており、B 県 C 事業組合に照会しても、申立人の主張を裏付ける関連資料や供述を得ることはできず、宮崎委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに、宮崎委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 4869（佐賀厚生年金事案 1169 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から29年1月1日まで

私は、昭和27年4月に友人の紹介でA社（現在は、B社）に入社し、29年8月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、私がA社に入社した約1年後に入社した同僚の連絡先が分かったので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が姓名を挙げた同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に同事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和29年1月1日に取得していることが確認できる複数の同僚は、厚生年金保険の加入時期は入社時より遅かったと供述していること、ii) 前述の被保険者名簿により、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚3人の雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日より1か月から7か月前であること、iii) 申立人の同事業所に係る雇用保険被保険者記録が確認できないこと、iv) B社には、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料が残されていないことなどを理由として、既に年金記録確認佐賀地方第三者委員会（当時。以下「佐賀委員会」という。）の決定に基づき平成23年8月12日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人自身がA社に入社した約1年後に入社した同僚の

連絡先が分かったことを新たな事情として再度申立てを行っている。

しかしながら、前述の同僚からは、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情をうかがえる供述を得ることはできない上、申立人のA社における入社時期について、申立人及び当該同僚の供述は符合しない。

また、今回、前述の被保険者名簿により、申立期間内に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚二人に係る雇用保険被保険者資格の取得日を調査したところ、それぞれの雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日よりも2か月前及び4か月前であることが確認できる上、申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる別の同僚一人は、同事業所には試用期間があり、その期間は個人ごとに異なっており、長い者は1年間程度であったと供述しており、同事業所は、従業員全員を必ずしも勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほかに、佐賀委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（宮崎）厚生年金 事案 4870

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、勤務していたA事業所を平成7年*月に定年となり、その後も継続して勤務し、同年10月31日付けで退職したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所において、平成7年*月の定年後も継続して勤務し、同年10月31日付けで退職したと主張しているが、申立人の雇用保険被保険者記録によると、同事業所に係る離職日は同年10月30日と記録されており、申立期間における同被保険者記録は確認できない。

また、当該離職日は、オンライン記録における申立人の同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成7年10月31日）と符合しており、当該オンライン記録において、遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時におけるA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、厚生年金保険料は翌月控除であったと供述しているところ、申立人が提出した平成7年10月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるものの、当該給与明細書の厚生年金保険料額はオンライン記録で確認できる同年9月の標準報酬月額に見合う額となっていることから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料が当該給与から控除されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（熊本）厚生年金 事案 4871

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に平成 17 年 4 月 1 日から正社員として入社したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録は同年 10 月 1 日から加入とされている。

厚生年金保険料は平成 17 年 4 月分の給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及びA社の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」により、同社が、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を、平成 17 年 10 月 1 日として届け出たことが確認でき、当該資格取得日は申立人のオンライン記録と一致する。

また、A社が提出した賃金台帳及び平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料は控除されておらず、保険料が控除されているのは、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 17 年 10 月分以降の給与であることが確認できる上、B市が提出した申立人に係る平成 17 年分の所得照会回答書及び同社における給与支払報告書に記載されている社会保険料等の金額は、前述の源泉徴収簿に記載されている社会保険料等控除額と符合する。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年6月1日まで

私は、申立期間において、A事業所に勤務し、社会保険料という名目で、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。

A事業所に同時期に就職し、一緒に退職した同僚の名前も記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に就職した経緯、勤務の内容及び退職時の事情などの具体的な供述並びに申立人が姓名を挙げ、かつ同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同事業所において、最後に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の資格取得日は、申立期間より前の昭和20年5月10日と記録されており、それ以降、新規に同被保険者資格を取得した者は見当たらず、申立人が同事業所に同時期に就職したとして姓名を挙げている複数の同僚においても、前述の被保険者名簿に厚生年金保険被保険者の記録が確認できない。

また、適用事業所名簿によると、A事業所は昭和23年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明であることから、申立期間における厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社(現在は、D社)B支社C事業所に昭和38年6月1日から勤務したが、臨時職員として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が保管している履歴書により、申立人が昭和38年6月1日から40年2月28日までの期間について、A社B支社(C事業所)で、臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿により、A社B支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年10月1日であることが確認でき、C事業所についても、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、A社が定めた臨時職員等の社会保険事務処理規程(昭和38年9月7日付け)により、A社が臨時職員を厚生年金保険の加入対象としたのは昭和38年10月1日以降であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から25年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社B事業所に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。
申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B事業所に勤務していたとしているが、同事業所において、一緒に勤務したとして申立人が姓名を挙げた同僚二人は、申立期間に同事業所における厚生年金保険の被保険者期間がオンライン記録では確認できない。

また、当該同僚のうち一人は既に死亡しており、他の一人に照会したものの供述を得ることができないことから、申立人のA社B事業所における勤務実態について確認することができない。

一方、前述の同僚二人は、申立期間の一部について、C事業所、D事業所及びE社のいずれかの事業所において厚生年金保険の被保険者期間が確認できるところ、申立人及び当該3事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者の供述から、当該3事業所はA社B事業所の関連事業所であったことがうかがえる。

このため、前述の3事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の被保険者に照会を行ったが、申立人のA社B事業所における勤務実態について供述を得ることができない。

また、A社B事業所の商業登記は確認できず、申立人は同事業所の事業主

の姓名を記憶していないため、事業主から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、C事業所の事業主は既に死亡しており、D事業所及びE社の事業主は連絡先が不明のため、これらの事業所の事業主からも申立人のA社B事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4875

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 6 月 1 日から 23 年 1 月 8 日まで
② 昭和 26 年 7 月 10 日から 27 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 27 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
④ 昭和 27 年 11 月 7 日から 28 年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 6 月 10 日まで
⑥ 昭和 28 年 12 月 7 日から 30 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②についてはA社B事業所に、申立期間③及び④についてはC事業所に、申立期間⑤及び⑥についてはD事業所に勤務していたにもかかわらず、いずれの申立期間も厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社B事業所に勤務した時期は同社同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 23 年 1 月 8 日）よりも前からであったと申し立てているが、適用事業所名簿により、同社同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人に係る同社同事業所での勤務実態や事業主による厚生年金保険料の控除の状況などの供述を得ることができない。

また、申立人は既に死亡している同僚 5 人の姓のみを挙げているものの、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において該当者を特定することができない。

さらに、前述の被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 23 年に同資格を取得していることが確認できる同僚 4 人からは、申立人が申立期間①当時に、A 社 B 事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができず、当該期間における勤務の実態を推認することができない。

加えて、前述の同僚 4 人のうち、自身の入社時期を記憶している 3 人は、いずれも前述のとおり、申立期間①当時に申立人が勤務していたとの確かな記憶は無いものの、それぞれ、「申立人と一緒に勤務していた時期があることは記憶しているが、当時の厚生年金保険の加入状況及び申立人の勤務期間は分からない。私の場合、入社から約 2 年程度経過した後に厚生年金保険に加入したとされている。」、「時期は不明であるが、申立人が E 課に所属して G 業務に従事していたことは記憶しているが、当時の厚生年金保険の加入状況は分からない。私の場合、入社から約 6 か月経過した後に厚生年金保険に加入したとされている。」、「時期は不明であるが、申立人が E 課に勤務していたことは記憶している。私の場合、はっきりとは記憶していないが、入社から約 2 年程度経過した後に厚生年金保険に加入したとされていると思う。」と供述しており、当該同僚について、前述の被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、それぞれが勤務を開始したと記憶している時期と一致していないことから、A 社 B 事業所は、当時、必ずしも全ての従業員について採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 23 年 1 月 8 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、転職する際には条件の良い会社を先に見付けてから退職しており、当時の厚生年金保険の被保険者記録に空白期間があることはあり得ないと主張して A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 26 年 7 月 10 日）の相違に係る申立てを行っているが、前述のとおり、同社同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人に係る同社同事業所での勤務実態や事業主による厚生年金保険料の控除の状況などの供述を得ることができない。

また、A 社 B 事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる前述 1 の同僚 3 人に確認したものの、申立人が申立期間②当時に、同社同事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができず、当該期

間における勤務の実態を推認することができない。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和26年7月10日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、C事業所に勤務した時期は同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和27年3月1日）よりも前からであったと申し立てているが、適用事業所名簿により、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人に係る同事業所での勤務実態や事業主による厚生年金保険料の控除の状況などの供述を得ることができない。

また、申立人は同僚二人について姓のみを挙げているところ、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から該当者を特定することはできない上、申立人が同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和27年に同資格を取得していることが確認できる同僚二人に確認したものの、申立人が申立期間③当時、同事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができず、当該期間における勤務の実態を推認することができない。

さらに、申立期間③当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる前述の同僚二人のうち一人は、「申立人に係る記憶は無いが、当時、試用期間があったのではないか。私の場合、入社から約2か月経過した後に厚生年金保険に加入したとされている。」と供述していることから判断すると、C事業所は、当時、必ずしも全ての従業員について採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和27年3月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、前述の被保険者名簿において、申立人の申立期間③における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 申立期間④について、申立人は、C事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和27年11月7日）の相違に係る申立てを行っているが、前述のとおり、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人に係る同事業所での勤務実態や事業主による厚生年金保険料の控除の状況などの供述を得ることができない。

また、C事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる前述3の同僚二人に確認したものの、申立人が申立期間④当時に、同事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができず、当該期間における勤務の実態を推認することができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和27年11月7日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、D事業所に勤務した時期は同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和28年6月10日）よりも前からであったと申し立てているが、適用事業所名簿により、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人に係る同事業所での勤務実態や事業主による厚生年金保険料の控除の状況などの供述を得ることができない。

また、申立期間⑤当時、D事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人に確認したものの、申立人が当該期間に、同事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができず、当該期間における勤務の実態を推認することができない。

さらに、前述の同僚一人は、「申立人に係る記憶は無い。私は、D事業所ではG業務を担当していたが、当時、試用期間があり、試用期間においては厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されることは無かったと思う。私の場合、入社から約2か月経過した後に厚生年金保険に加入したとされている。」と供述していることから、同事業所は、当時、必ずしも全ての従業員について採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和28年6月10日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、D事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和28年12月7日）の相違に係る申立てを行っているが、前述のとおり、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人に係る同事

業所での勤務実態や事業主による厚生年金保険料の控除の状況などの供述を得ることができない。

また、申立期間⑥のうち、昭和 30 年 5 月 10 日から同年 9 月 1 日までの期間については、D 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、同事業所が適用事業所であったことが確認できない。

さらに、申立期間⑥当時、D 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる前述 5 の同僚一人に確認したものの、申立人が当該期間に、同事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができず、当該期間における勤務実態を推認することができない。

加えて、前述の同僚一人は、「私は、昭和 36 年 8 月まで D 事業所に勤務していたが、同事業所では厚生年金保険の適用事業所でなくなる前から従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いを止めており、私の場合、同事業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 29 年 6 月 26 日となっている。」と供述している。

また、D 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「資格喪失年月日欄」には、申立人が昭和 28 年 12 月 7 日に同事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、社会保険出張所（当時）が健康保険被保険者証を回収したことを示す「証回収済」の記載が確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 28 年 12 月 7 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

7 申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人が全ての申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
私は、A 社（現在は、B 社）に C 職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する申立人に係る人事記録及び申立人が提出した「A 社 D 部の身上調書」の写しから、申立人は、昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 30 日までの期間において A 社 E 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写しにより、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 56 年 5 月 1 日と記載されていることが確認できる。同社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたか確認できる関連資料等は保管していないが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えの記載内容から判断すると、申立人を昭和 56 年 5 月 1 日に厚生年金保険に加入させたものであり、通常、職員を厚生年金保険に加入させる以前の期間について、厚生年金保険料を給与から控除することは無い。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立人と同日（昭和 56 年 5 月 1 日）に A 社において厚生年金保険に加入した被保険者 23 人のうち、申立人と同様に C 職であったと思われる 15 人について B 社に照会したところ、昭和 56 年 4 月から勤務している者が 13 人確認できることから判断すると、A 社では、職員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。